

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の内容の公表

1. 認定の日付

令和4年10月24日

2. 認定事業適応事業者の名称

シノブフーズ株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

環境問題は世界中の問題になってきており、経済社会のあるべき姿として地球環境の保全と持続的な発展が可能な社会が示されている。シノブフーズ株式会社では地球規模の環境保全の大切さを十分認知し、地球温暖化の防止に向け、CO2排出量の削減に取り組む。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2024年度までに我が社全体の炭素生産性を14.1%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度に経常利益率を3.3%計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

食料品製造業（09）

（選定理由）

主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売であるため。

(6) 事業適応の具体的内容

2022年11月より四国工場（香川県観音寺市）に自家消費型太陽光発電設備を導入する。初年度は電力使用に伴うCO2排出量を29t減少させて、炭素生産性を1.4%向上させる。

また、計画2年度目には2023年12月に同発電設備を広島工場（広島県尾道市）を導入する。これにより、計画2年目には電力使用に伴うCO2排出量を基準年度から260t減少させ、炭素生産性を7.8%向上させる。

計画3年度目にはCO2排出量を基準年度から427 t減少させ、炭素生産性を14.1%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和4年11月

終了時期：令和7年3月